



# 俱知安 農業委員会だより

No22 平成27年 1月 1日

<発行者>

俱知安町農業委員会（第22期委員）  
俱知安町北1条東3丁目3番地  
電話 0136-56-8017  
FAX 0136-23-2044  
mail noui@town.kutchan.lg.jp

十一月六日～七日の日程で、農業委員協議会企画による自主研修として、道内視察研修が行われました。

道内唯一の研究部門を持つ総合農薬メーカーとして、独自の技術とノウハウをベースに北海道農業の未来づくりに貢献できる事業を幅広く展開しているホクサン株式会社とバイオテクノロジー（微生物大型タンク培養法）による植物生育調節物質、担子菌由来抽出物等の製造及び販売している株式会社アミノアップ化学を視察先として、有意義な研修が進みました。

## 農業委員道内視察研修



秋晴れのもと、農産物即売会が開催されました！

俱知安町認定農業者協議会主催による農産物即売会は、今回で八回目の試みで、十一月一日(土)午前九時三〇分より俱知安町役場前にて開催されました。この即売会は、認定農業者である会員が持ち寄った自慢の農産物であり、大勢の方々が会場に足を運ばれ、大盛況により取り行われました。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
皆様のご多幸と、稔り多い年と成りますよう心よりお祈り申しあげます。

## 俱知安町農業委員会

会長	大橋 章夫
職務代理人	三条 聰
協議会会长	原田 修
農業振興委員長	森 豊茂
広報編集委員長	内田やよい
農地委員長	村元 剛
農業振興委員長	小泉 尚史
広報編集委員長	三木 繁勝
農地委員長	高田 哲也
農業振興委員長	林 玲子
農地委員長	大島 秀章
農業振興委員長	滝澤 玲子
農地委員長	山田 正史
農業振興委員長	勉 勉

## 謹賀新年

# 農地中間管理機構事業

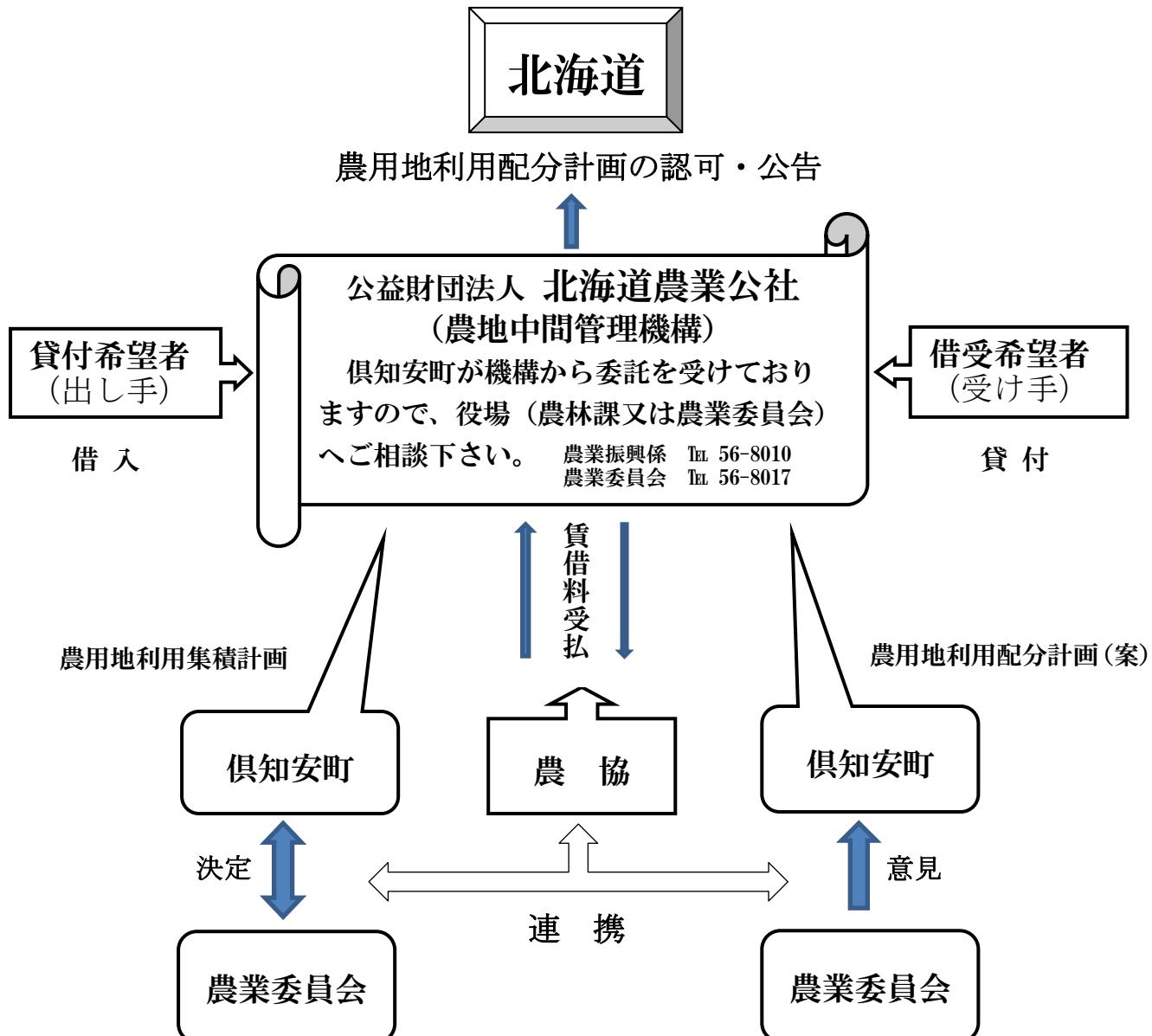
## 経営地の規模拡大・面的集積を応援します。

### 農地中間管理事業とは・・・

適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで担い手等への農地の集積を進め、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果の高い区域を重点地区と定め、意欲ある担い手を公募し、農地の集積と集約化を支援していく事業です。

**対象となる農用地 → 農業振興地域内の農用地**

※ この事業は、農用地の賃貸借を行うものであり、所有権は移転しません。



## 平成27年度俱知安町農業振興施策に関する建議書

本町の基幹産業である農業を守り、安心して営農が継続できるよう、効果的で継続性のある農業経営施策の実現に向けて、国・道及び関係機関に対して、支援策予算の確保等の要請をされますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

### 1. 土づくり対策について

農業者にとって土づくりは、安全・安心な農作物を育てるための基本です。

堆肥・緑肥作物の導入、土壤分析経費等の助成の継続と、増額の検討をしていただくとともに、リゾートを抱える観光の町として、景観にも配慮を施すため、遊休農地等に、景観緑肥の助成の検討もお願いします。

また、本町の基幹作物である馬鈴薯のシストセンチュウ対策に以下の更なる支援強化をお願いします。

- (1) D-D薬剤購入費の一部助成の継続と、一般圃場(男爵)への薬剤購入費  
(ネマトリン・バイデート等)の一部助成
- (2) 抵抗性品種の導入経費の一部助成の継続と増額
- (3) 大和原種圃場の予防対策強化

### 2. 土地改良事業の推進について

今年も、異常気象の影響で、記録的なゲリラ豪雨による洪水、土砂崩れなど、全国各地で被害が拡大しました。道内でも、記録的な大雨による多大な被害を受けている地域があり、本町においても、雨による客土の崩れや畑に水が流れ込むなど、小規模ですが、被害が出ている状況にあります。

圃場間の格差を解消するため、粘土地帯、排水不良圃場の客土、暗渠排水の整備など透排水性の改善が必要不可欠であります。

気象変動の影響を最小限にとどめ、農作物の安定生産を図るため、国費、道費、町費を活用した土地改良事業を推進していただきますようお願いします。

### 3. 担い手対策について

本町の基幹産業である農業を将来に渡り支えていく担い手が、安心して農業に取り組める環境づくりが重要です。

農業経営者の高齢化、後継者不足という現状において、新規就農者の育成確保は、農業政策上重要な課題となっています。

特に、若い力を育てるために情報の提供や各種研修の継続をお願いするとともに結婚対策にも引き続き協力をお願いします。

また、後志管内唯一の北海道立俱知安農業高等学校は、農業後継者育成と地域農業教育振興などに大きな役割を担っており、今後も存続させるようお願いします。

### 4. 獣被害防止対策について

鳥獣被害防止総合対策事業の実施に伴い、熊や鹿・あらいぐまなどによる食害被害のある農家に対し、電牧柵の購入費補助が行われ、設置された圃場では一定の効果が確認されています。

食害被害を軽減させるための方策として、電牧柵の設置数を増やすとともに、箱わなの設置及び猟友会と連携しての個体駆除など総合的な対策が必要となります。

近年、特に熊の出没が頻繁になり、圃場近くの家の付近まで、数頭の足跡が確認されております。安心して農作業を行えるよう、国・道・町がより一層連携した対処措置が講じられるよう獣被害防止対策の強化を是非お願いします。

### 5. 農業委員会の体制強化について

農業委員会制度・組織改革において、農業委員会の事務局の強化が打ち出されております。農業委員会は、優良農地の保全確保と担い手の育成などを一層推進することが求められ地域農業振興における農業委員会の担う役割が大幅に拡充され業務量が増加しています。

農地制度を担う農業委員会活動等の充実強化のため、事務局職員の専任体制の整備と重厚な予算措置を講じ支援されるようお願いします

### 6. 原子力発電施設に関する要請について

原子力発電施設で事故が起きれば、農地の汚染、風評被害などにより農業者の経営や生活に甚大な影響を与えるばかりではなく、消費者へも大きな不安を与えます。

泊原発に置いて、ひとたび事故が起きれば、30キロ圏内にある俱知安町でも、福島原発事故と同じ様な状況に陥ることは十分に考えられることがあります。原発事故は、絶対に繰り返してはならないものであり、原子力エネルギーに代わる代替エネルギー政策の早期実現と併せ、既存施設の安全性確保、常に正確な情報の公開を、引き続き国及び道、電力会社に求めていただくようお願いします。

### 7. TPP交渉に関する対応について

TPPは、例外のない関税撤廃を原則とともに、幅広い分野にわたって規則・制度の変更が求められる、極めて自由化度の高い包括的協定です。そのため、関税撤廃による農業への打撃は、食糧自給率に大きな影響を及ぼし、食の安全・安心などにかかわる仕組みや制度の変更も余儀なくされ、私たちの生活が一変してしまう可能性があります。

地元の農業を守るために、国に対し、「聖域」とされる重要な5項目は、断固として関税を維持するように求めていただくようお願いします。

## 農業委員会活動報告

(平成26年8月～26年12月)

- 9月 8日 山麓地区農業委員会臨時総会  
8月12日 現地調査（2班）  
8月18日 現地調査（4班）  
8月25日 現地調査（4班）  
8月29日 第8回農業委員会総会  
8月29日 農地パトロール  
9月 1日 山麓地区農業委員会協議会研修会  
9月12日 現地調査（1班）  
9月26日 第9回農業委員会総会  
9月26日 現地調査（4班）  
10月10日 現地調査（4班）  
10月28日 第10回農業委員会総会  
10月28日 第3回広報編集会議  
10月28日 第1回農業振興委員会  
11月 6-7日 農業委員協議会道内視察研修  
11月12日 利用調整会議（3班）  
11月17日 利用調整会議（1班）  
11月18日 地区別農業委員会研修会  
11月18日 第2回農業振興委員会  
11月28日 第11回農業委員会総会  
11月28日 倶知安町長へ建議書提出  
11月28日 第4回広報編集会議  
11月28日 利用調整会議（2班）  
12月 4日 利用調整会議（1班）  
12月16日 利用調整会議（3班）  
12月22日 利用調整会議（2班）  
12月26日 第12回農業委員会総会

## 農業委員選挙 選挙人名簿登載の申請

農業委員会では、毎年1月1日に農業委員選挙資格の調査を行っております。

申請用紙は、毎年の申請を基に該当する方に配布しています。

届いてない方や新たに該当される方は農業委員会事務局で手続きをお願いします。

◆ 次のすべてに該当する農業者が対象です。

○町内に住所を有する人

○平成27年3月31日現在、20歳以上の人

○30アール以上の農地を耕作している経営者又は同居の親族（農業生産法人の構成員を含む）で年間60日以上の耕作従事者

◆ 問い合わせ

農業委員会事務局

電話 56-8017（直通）

## 農業者年金で豊かな老後を

◎農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。

◎保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。

月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で見直せます。

◎税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

◎修身年金で80歳までの保障付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に、80歳までに亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

◎認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。



## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。  
前回の「農業委員会だより」では、顔写真を載せてことで、委員ひとりひとりを紹介できただなと思います。

私もいろいろな方々に「写真見たよー！」と声をかけていただきました。たくさんの方々が「たより」を見てくださっていることがわかり、嬉しく思っています。写真は見たけど、農業委員って何をする人たちなのか？

仕事の中心となるのは「農業を守り、受け継いでいくために動くこと」です。そのため農業委員は推薦枠もありますが、農家の皆さんから選ばれて決まります。農家さんに限らず、農業についてまず相談していただける存在でありたいと思っています。この「たより」も、いろいろな方々が見えてくださっていることを励みに、俱知安の農業について発信していくきますので、どうぞよろしくお願いします。

【内田 やよい】

第二十一期編集委員

村元 三木 高田 内田 やよい  
繁勝 剛 玲子